

「文化審議会著作権分科会報告書（案）」
に関する意見

社団法人 日本書籍出版協会

「書籍・雑誌等の貸与」に係る暫定措置の廃止

本報告書(案)4 ページ以下に示されている上記事項につきましては、8、9 ページの検討結果および 75 ページのまとめにある通り、速やかに著作権法を改正し、暫定措置を廃止することが適当であるとの結論に賛成いたします。

古くから営業を続けている中小零細の貸本業者とは一線を画す大規模なレンタルコミック業者が、既に全国で 250 店以上開店し、購入に比して大幅に安価なレンタル料でコミックを主とするレンタルを行っています。このまま、貸与権が書籍・雑誌に認められないままだとすると、このようなレンタル業者が急増し、新刊市場への深刻な影響が拡大し、ひいては著作権者の利益を不当に侵害するようになることは確実であり、上記報告書 8 ページにも記されている韓国の状況のような事態がわが国でも出現することは確実です。それは、著作権者の創作意欲の減少を招きコンテンツ産業の活力を減退させることにつながり、知的財産立国としての進むべき方向を示している知的財産基本計画の趣旨にも反するものであります。

「日本販売禁止レコード」の還流防止措置

本報告書(案)10 ページ以下に示されている上記事項につきましては、海外にライセンスされた日本の音楽レコードの輸入又は輸入後の譲渡を差し止める措置の法制化に賛成いたします。

日本のポップ・ミュージックは、特にアジア地域において高い人気を持っており、これらへの市場へのライセンス輸出を図ることは、わが国のコンテンツ産業全体にとっても大変重要な課題であります。しかし、日本市場とアジア各国市場では市場価格に大きな開きがあり、内容は同じで日本市場での価格よりはるかに安いレコードが日本に還流してくることになると、アジア地域へのライセンスを断念せざるを得ない状況にも陥りかねません。

折しも、韓国で第 4 次日本大衆文化開放によって日本語レコードの解禁を行うことが予定されており、韓国へのライセンス増加が期待できる好機であるにもかかわらず、日本への還流が原因で、その好機を逸するとすれば、わが国のコンテンツ産業全体にとっても大きな損失であります。

なお、報告書(案)15 ページに、「『再販制度』を維持したまま、還流防止措置を導入することによる価格の高止まりに対する懸念が多かったことを踏まえ、当委員会の検討事項ではないが、還流防止措置との関係から、『再販制度』の在り方について別途の場において議論することが適当であると考えられる」との記述がありますが、その通り、再販制度につきましては著作権分科会において審議すべき事項ではないと存じます。

この問題については、長期間にわたる審議の末、公正取引委員会として、平成 13 年 3 月 23 日に「現段階において独占禁止法の改正に向けた措置を講じて著作物再販制度を廃止することは行わず、当面同制度を存置することが相当であると考え。」との結論を得ているところであります。

私どもとしては、再販制度は、発行される著作物の多様性を確保し、文化への国民各層の平等なアクセスを保障するために不可欠な制度であり、ひいては同制度の維持が消費者利益に資するものであると考えております。

以 上